



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月23日(火) 第10028号

目次

ページ

規則

- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然環境課) 2
- 群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則(同) 4

告示

- 道路の区域変更(道路管理課) 5

公告

- 道路位置の指定(建築課) 5
- 開発工事の完了(同) 5

公営企業公告

- 団地造成敷地の譲受人の公募(団地課) 6

入札公告

- 一般競争入札の実施(会計管理課) 6

規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年八月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年群馬県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
第二十五条中「作成し、これに署名押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

別記様式第一号中「記名押印又は署名」を削り、同様式(別紙2)中

印	生年月日
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日

を
に改め、「※印については、必要

生年月日
年
月
日
年
月
日
年
月
日
年
月
日
年
月
日

月	日
年	日

月	日
年	日

別記様式第二号中「氏名」を削り、「同様式(別紙3)中「記名押印又は署名」を削る。
別記様式第三号の二中「(記名押印又は署名)」を削る。
別記様式第四号の二及び別記様式第四号の三(表面)中「印」を削る。
別記様式第四号の四中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に削る。
同様式別紙中

氏名	印
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日

氏名
年
月
日
年
月
日
年
月
日

別記様式第五号中「住所」を削る。
別記様式第五号の二(表面)中「印」を削り、同様式別紙2中

生年月日	性別
年	年
月	月
日	日
年	年
月	月
日	日

生年月日
年
月
日
年
月
日

に、

「事業管理責任者

住所	本籍	氏名(ふりがな)	生年月日	性別
----	----	----------	------	----

を

「事業管理責任者

住所	本籍	氏名(ふりがな)	生年月日
----	----	----------	------

に改め、同様式

別紙3中「(記名押印又は署名)」を削り、同様式別紙4(表面)、同様式別紙5及び同様式別紙6中「印」を削り、同様式別紙7中「(記名押印又は署名)」を削り、同様式別紙8中「代表者の氏名」を削り、同様式別紙9中「印」を削る。

別記様式第五号の三、別記様式第五号の四、別記様式第五号の五並びに別記様式第五号の六(表面)及び同様式別紙2中「印」を削る。
別記様式第五号の七中「代表者の氏名」を削る。
別記様式第六号及び別記様式第七号中「印」を削る。
別記様式第八号中「印」を削る。

を

承認対象捕獲等をしようとする特定猟具使用制限区域の名称	
使用しようとする特定猟具の種類	
承認対象捕獲等をしようとする特定猟具使用制限区域の名称	

に改める。

--	--

別記様式第八号の二(表面)中「氏名(記名押印又は署名) 職業」を削り、「氏名(記名押印又は署名) 職業」に改める。
注 申請者が法人の場合には、代表者印を押印すること。」を削り、同様式別紙中

氏名	印
----	---

を

氏名				
----	--	--	--	--

に改める。

別記様式第八号の三中「氏名(記名押印又は署名) 職業」を削り、注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第九号(表面)中「(記名押印又は署名)」を削る。
別記様式第十号中「印」を削る。

別記様式第十一号(表面)中「(記名押印又は署名)」を削る。
別記様式第十一号の二中「印」を削る。

別記様式第十二号(表面)及び別記様式第十三号(表面)中「(記名押印又は署名)」を削る。

別記様式第十四号、別記様式第十五号、別記様式第十六号、別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「印」を削る。

別記様式第十九号(表面)及び別記様式第二十号(表面)中「印」を削り、「生年」を「生年」に改める。
別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「印」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(次項において「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年八月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十一号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則(平成三十年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 「氏名 (記名押印又は署名) を 「氏名 (記名) に改める。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月23日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	354号	佐波郡玉村町大字上新田661番の2地先内	前	65.0～73.0	100.0
			後	55.0～58.0	100.0

■ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年8月23日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指 定 年 月 日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	利根郡みなかみ町真庭字東原213-22	延長 幅員 32.63 4.20	沼土指定第2304-3号 令和4年3月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年8月23日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字板井字太夫塚1176-2	佐波郡玉村町大字板井1182番地1清水荘A-3号 青木修二
2	佐波郡玉村町大字下之宮333-3	佐波郡玉村町大字南玉842番地3 渡邊涼太

	佐波郡玉村町大字箱石12番地14 渡邊愛
--	-------------------------

■ 公営企業公告

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定により、高崎玉村スマートIC北地区工業団地の造成敷地の譲受人を次のとおり公募する。

令和4年8月23日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

- 1 団地の名称 高崎玉村スマートIC北地区工業団地
- 2 分譲区画、所在地、分譲面積及び分譲単価

分譲区画	所在地	分譲面積	分譲単価
A区画	佐波郡玉村町大字板井地内及び上新田地内	14,953㎡	35,000円/㎡
B区画		15,498㎡	30,000円/㎡
C区画		33,137㎡	34,000円/㎡
D区画		3,002㎡	34,000円/㎡
E区画		35,947㎡	33,000円/㎡
F区画		35,699㎡	34,000円/㎡
G区画		14,616㎡	33,000円/㎡

(注) 分譲面積及び分譲単価は、造成未完了であるため概算であり、確定測量後に確定するものとする。

- 3 譲受人の資格 製造業及び製造業（当団地の分譲企業）に付随する業務を行う物流業・流通業・サービス業等を経営しようとする者であって、法第18条の2に規定する処分管理計画及び群馬県団地造成事業に関する条例（昭和37年群馬県条例第32号）等関係法令に適合するものとする。
- 4 分譲価格 分譲面積に分譲単価を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）とする。
- 5 土地代金の支払方法 当団地は造成未完了であるため、予約契約を行うものとし、予約契約の締結時に売買予約金として分譲価格の10パーセント以上の額を支払い、残金については、土地売買契約時に分譲価格から売買予約金を差し引いた額を支払うものとする。
- 6 受付開始日 令和4年12月1日
- 7 申込方法 所定の分譲申込書による。
- 8 受付場所及び問い合わせ先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業局団地課分譲室 電話027-226-3954（ダイヤルイン）

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23

号)の適用を受けるものである。

令和4年8月23日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品・予定数量・納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
OKI C835dnwt用大容量トナーカートリッジ、イメージドラム		県庁内各課（室）、各種 委員会事務局
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	133本	
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	76本	
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	66本	
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	74本	
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	4本	
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	2本	
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	1本	
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	2本	
ケ イメージドラム（ブラック）	45本	
コ イメージドラム（イエロー）	26本	
サ イメージドラム（マゼンタ）	23本	
シ イメージドラム（シアン）	25本	

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。入札書には、1本当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者である場合は(1)アからシまでのそれぞれの契約希望単価（消費税等抜き単価）を、免税事業者である場合は(1)アからシまでのそれぞれの契約希望単価に110分の100を乗じて得た金額（円未満端数切捨て）を入札書に記載すること。また、当該金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額及び総合計金額を併せて記載すること（詳細は、入札書記載例による。）。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成4年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年9月9日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月22日（木）までに資格者名簿に登録され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない

者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 青木 希実 電話027-226-3819 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和4年8月23日(火)から同年9月22日(木)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和4年10月3日(月)午前10時
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁16階161会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和4年9月30日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「OKI C835dnwt用大容量トナーカートリッジ、イメージドラムの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和4年9月22日(木)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 有効な入札を行った入札者のうち、次の2つの条件を満たした者を落札者とする。
ア 各入札金額(単価)が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者
イ アの者のうち、総合計金額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最も安価な者
なお、落札者となるべき者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Scheduled quantity	Date & time of bidding
OKI C835dnwt toner cartridges, image drums: (i) Toner cartridge (black) (Large capacity)	133	October 3, 2022 at 10:00 a.m.
(ii) Toner cartridge (yellow) (Large capacity)	76	
(iii) Toner cartridge (magenta) (Large capacity)	66	
(iv) Toner cartridge (cyan) (Large capacity)	74	
(v) Toner cartridge (black) (Normal capacity)	4	
(vi) Toner cartridge (yellow) (Normal capacity)	2	
(vii) Toner cartridge (magenta) (Normal capacity)	1	
(viii) Toner cartridge (cyan) (Normal capacity)	2	
(ix) Image drum (black)	45	
(x) Image drum(yellow)	26	
(xi) Image drum(magenta)	23	
(xii) Image drum(cyan)	25	

(3) Contract method: Unit price contract

(4) Fulfillment period: From contract day 2022 to March 31, 2023

(5) For further details, please contact: AOKI Nozomi, Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only). FAX:027-243-3450

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111